

令和元年度

「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」

と き 令和元年 11 月 7 日（木） 14：00～

ところ 高千帆公民館 講義室（2 階）

会 議 次 第

- 1 辞令交付
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長の選出
- 5 会長あいさつ
- 6 議事
 - （1）計画の進捗状況について
 - （2）令和元年度主な事業の実施状況について
 - （3）第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画等のためのアンケートについて

資料目次

- | | |
|---|----|
| ○ 「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」委員名簿・・・・・・・・ | 1 |
| ○ 【1】第 4 次障がい者計画、第 5 期障がい福祉計画、
第 1 期障がい児福祉計画の位置づけ等について・・・・ | 2 |
| ○ 【2】市内の障がい者の現状について・・・・・・・・ | 4 |
| ○ 【3】計画の進捗状況について・・・・・・・・ | 9 |
| ○ 【4】令和元年度主な事業の実施状況について・・・・ | 27 |
| ○ 【5】第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画等
のためのアンケートについて・・・・・・・・ | 28 |
| ○ 「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会規則」・・・・・・・・ | 49 |
| ○ 「障害者基本法」・「障害者総合支援法」（抜粋）・・・・ | 50 |
| ○ 「児童福祉法」（抜粋）・・・・・・・・ | 51 |

「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」委員名簿

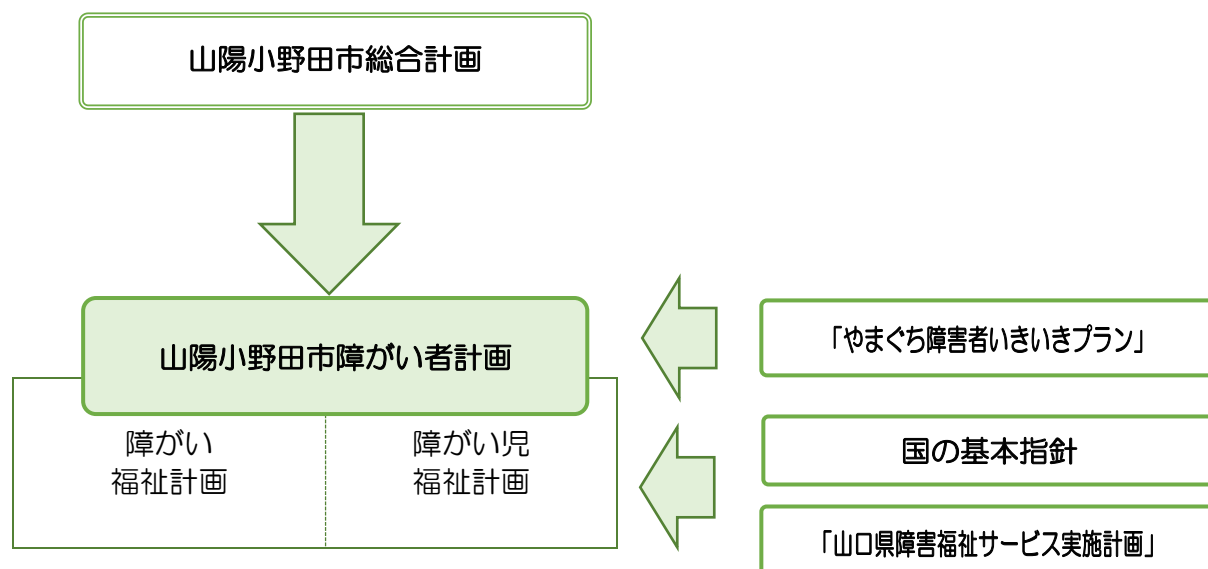
任期：平成30年10月1日～令和2年9月30日

	所属機関・団体名	役職名	委員氏名
1	社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団	まつば園副園長	出 口 善 則
2	山陽小野田市教育委員会	指導主事	稲 田 貴 子
3	山陽小野田市地域包括支援センター 運営協議会	委員	上 村 篤 子
4	一般公募		大 山 千 春
5	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	岡 村 洋 子
6	山陽小野田医師会	理事	川 端 章 弘
7	山陽小野田精神保健家族会		黒 瀬 桂 子
8	山陽小野田市障害者協議会	副会長	佐々木 勇 蔵
9	社会福祉法人神原苑	管理者兼サービス管理責任者	澤 村 知 美
10	宇部公共職業安定所	厚生労働事務官	末 次 愛
11	一般公募		西 廣 美智子
12	学識経験者	山口大学大学院助教	長 谷 亮 佑
13	山陽ボランティア連絡協議会	会長	水 田 愛 子
14	社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会	事務局次長兼 グリーンヒル山陽施設長兼管理者	光 永 仁
15	小野田ボランティア連絡協議会	あじさいの会会長	森 本 眞智子
16	山陽小野田市民生児童委員協議会	監事	安 田 克 己
17	NPO法人山陽小野田市手をつなぐ育成会	理事長	矢 田 英 治

(50音順、敬称略)

【1】第4次障がい者計画、第5期障がい福祉計画、 第1期障がい児福祉計画の位置づけ等について

1 計画の位置づけ及び性格



○山陽小野田市障がい者計画

「障害者基本法」を根拠とする「障害者基本計画」です。

「山陽小野田市障がい者計画」は、「山陽小野田市総合計画」を上位計画とし、障がい者施策を推進するための基本目標、基本方針を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい福祉施策推進のための指針となるものです。

また、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」との整合性を保ちます。

	第4次山陽小野田市障がい者計画
根拠法	「障害者基本法」第11条第3項
性格	障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画
今回計画期間	第4次計画：平成30年度（2018年度）～ 令和5年度（2023年度）（6年間）

○山陽小野田市障がい福祉計画

「第5期障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」で、「山陽小野田市障がい者計画」の基本目標、基本方針を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

	第 5 期山陽小野田市障がい福祉計画
根拠法	「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項
性格	障がい福祉サービス等の見込量、確保の方策を定める 3 年を 1 期とする計画
今回計画期間	第 5 期計画：平成 30 年度（2018 年度）～ 令和 2 年度（2020 年度）（3 年間）

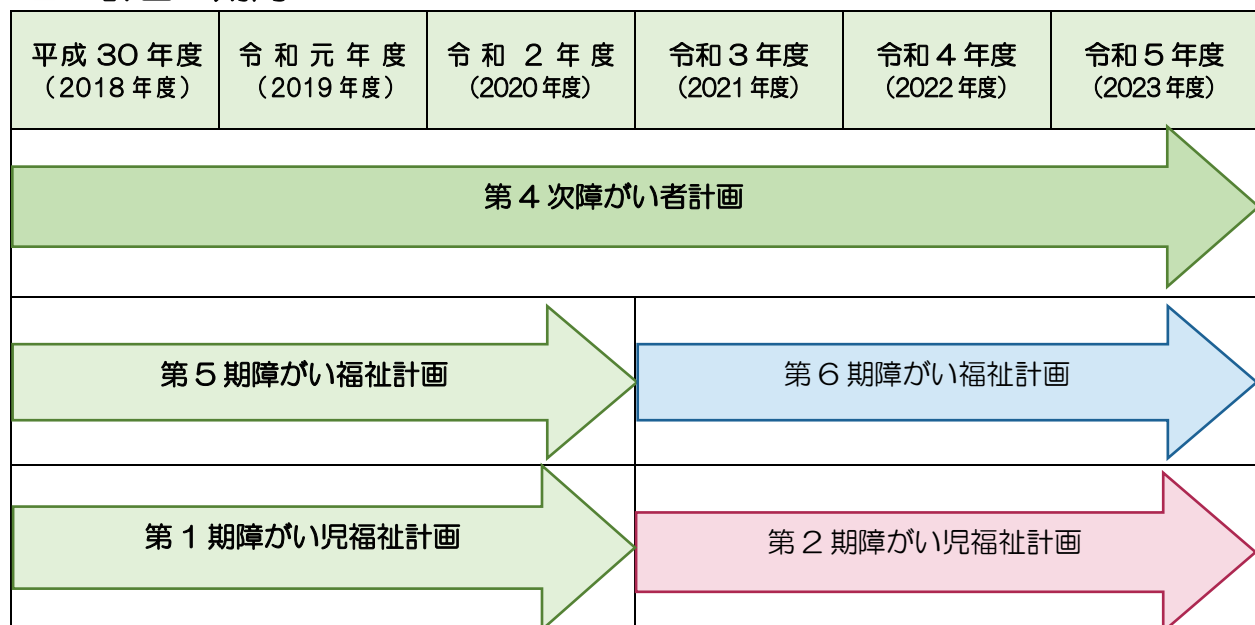
○山陽小野田市障がい児福祉計画

「第 1 期障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に定める「市町村障害児福祉計画」で、「山陽小野田市障がい者計画」の基本目標、基本方針を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

平成 28 年度に成立した児童福祉法の一部を改正する法律において、新たに「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられました。

	第 1 期山陽小野田市障がい児福祉計画
根拠法	「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項
性格	障がい児通所支援等の見込量、確保の方策を定める 3 年を 1 期とする計画
今回計画期間	第 1 期計画：平成 30 年度（2018 年度）～ 令和 2 年度（2020 年度）（3 年間）

2 計画の期間



【2】 市内の障がい者の現状について

1 障がい者手帳所持者の状況

(1) 身体障がい者の状況

① 等級別 「身体障害者手帳」 所持者数

(各年度4月) (人)

等級	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
1 級	862	863	898	862	856
2 級	389	394	388	374	353
3 級	578	551	533	521	501
4 級	695	683	663	662	652
5 級	129	135	135	126	134
6 級	156	157	154	158	164
合計	2,809	2,783	2,771	2,703	2,660
市人口比 (%)	4.35	4.44	4.42	4.31	4.24

※平成31年4月 男性：1,222人(45.9%) 女性：1,438人(54.1%) 計 2,660人

※障がいの等級については、1級から7級まであり、1級が最重度です。

(手帳の交付は6級までです)

※平成27年度(2015年度)の人口比は平成22年度(2010年度)国勢調査による市人口(66,450人)、平成28年度(2016年度)以降の人口比は平成27年度(2015年度)国勢調査による市人口(62,671人)で算出。

② 年齢別「身体障害者手帳」所持者数

(各年度4月) (人)

年齢	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
0 歳～ 5 歳	6	4	6	5	4
6 歳～17 歳	36	35	38	32	31
18 歳～59 歳	378	401	386	386	370
60 歳～64 歳	249	259	247	219	194
65 歳 以上	2,140	2,084	2,094	2,061	2,061
合計	2,809	2,783	2,771	2,703	2,660

③ 障がい種別「身体障害者手帳」所持者数

(各年度 4 月) (人)

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
視覚障がい	207	196	193	184	175
聴覚障がい	259	256	244	251	263
平衡機能障がい	11	12	10	8	8
音声・言語・そしゃく 機能障がい	66	64	60	54	51
肢体不自由(上肢)	591	589	587	552	536
肢体不自由(下肢)	1,147	1,146	1,136	1,093	1,040
肢体不自由(体幹)	145	149	142	139	137
肢体不自由(脳原上肢)	31	32	31	29	31
肢体不自由(脳原移動)	40	38	40	39	39
心臓機能障がい	575	564	571	566	566
じん臓機能障がい	186	191	208	208	207
呼吸器機能障がい	87	86	86	87	80
ぼうこう・直腸機能 障がい	111	107	111	109	115
小腸機能障がい	4	4	3	2	1
免疫機能障がい	5	4	4	4	5
肝臓機能障がい	4	5	6	8	9
合計	3,469	3,443	3,432	3,333	3,263

※障がい重複する方がいるため、手帳所持者数の合計とは一致しない。

(2) 知的障がい者の状況

① 年齢別・程度別「療育手帳」所持者数

(各年度4月)(人)

年齢	程度	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
18 歳 未満	A	24	23	26	27	30
	B	84	81	89	96	85
	合計	108	104	115	123	115
18 歳 以上	A	162	164	166	166	164
	B	209	218	223	224	239
	合計	371	382	389	390	403
合計	A	186	187	192	193	194
	B	293	299	312	320	324
	総合計	479	486	504	513	518
市人口比 (%)		0.74	0.78	0.80	0.82	0.82

※平成 31 年 4 月 男性：301 人 (58.1%) 女性：217 人 (41.9%) 計 518 人

※障がいの程度については、A と B があり、A が重度です。

(3) 精神障がい者の状況

① 年齢別・等級別「精神障害者保健福祉手帳」所持者数

(各年度4月)(人)

年齢	等級	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
18 歳 未満	1 級	0	1	1	1	1
	2 級	2	12	2	1	1
	3 級	11	27	13	19	19
	合計	13	40	16	21	21
18 歳 以上	1 級	79	72	84	73	83
	2 級	163	151	175	178	187
	3 級	81	82	103	111	132
	合計	323	305	362	362	402
合計	1 級	79	73	85	74	84
	2 級	165	163	177	179	188
	3 級	92	109	116	130	151
	総合計	336	345	378	383	423
市人口比 (%)		0.52	0.55	0.60	0.61	0.67

※平成 31 年 4 月 男性：212 人 (50%) 女性：211 人 (50%) 計 423 人

※障がいの等級については、1 級から 3 級まであり、1 級が最重度です。

② 精神障がい者の医療状況

(各年度 4 月) (人)

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
精神通院受給者数	894	1,001	1,019	1,072	1,044

2 「障害支援区分」審査判定の状況

介護給付のサービスを利用する際には、「障害支援区分」の判定が必要となります。

「障害支援区分」は 1 から 6 まであり、6 が最重度です。

「障害支援区分」は、聞き取りによる認定調査の一次判定結果及び医師意見書により、「障害支援区分認定審査会」の二次判定に基づき市が認定します。

在宅では軽度の区分の障がい者が多く、施設入所では重度の区分の障がい者が多くなっています。

<「障害支援区分」の認定状況>

(令和元年 10 月) (人)

区分		非該当	1	2	3	4	5	6	合計
身体	在宅者	0	0	6	9	6	5	9	35
	施設入所者	0	0	1	0	1	5	23	30
知的	在宅者	0	3	23	26	26	25	10	113
	施設入所者	0	0	1	0	8	19	28	56
精神	在宅者	0	6	12	5	2	0	0	25
	施設入所者	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	在宅者	0	9	41	40	34	30	19	173
	施設入所者	0	0	2	0	9	24	51	86
割合 (%)	在宅者	0	100	95.3	100	79.0	55.6	48.0	66.8
	施設入所者	0	0	4.7	0	21.0	44.4	52.0	33.2

3 障がい者の雇用状況について

民間企業における「障害者法定雇用率」は、平成 25 年（2013 年）4 月に 1.8%から 2.0%へ引き上げとなり、障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員 56 人以上から 50 人以上に変更になりました。

さらに、平成 30 年（2018 年）4 月からは「障害者法定雇用率」は 2.2%に引き上げられ、対象となる事業主の範囲は、従業員 45.5 人以上に広がっています。

一般就労には、公共職業安定所での求職や相談のほか、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所や「障害者就業・生活支援センター」などが支援を行っています。

公共職業安定所調（各年度 6 月）

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
管内対象企業数 (箇所)	166	160	168	169	186
管内雇用 障がい者数 (人)	618.5	586.5	612.0	675.0	705.5
管内雇用率 (%)	1.99	1.92	1.96	2.15	2.19
県雇用率 (%)	2.46	2.51	2.47	2.56	2.58
国雇用率 (%)	1.82	1.88	1.92	1.97	2.05

令和元年度は公表未

※「障害者法定雇用率」・・・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体は、それぞれ一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を雇用しなければならないとされています。

※障がい者数は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の計。

重度身体障がい者及び重度知的障がい者は、1 人を 2 人とダブルカウントを行い、重度身体障がい者以外の身体障がい者である短時間労働者、重度知的障がい者以外の知的障がい者である短時間労働者及び精神障がい者の短時間労働者は 1 人を 0.5 人としてカウントし、重度身体障がい者及び重度知的障がい者の短時間労働者は 1 人を 1 人としてカウントしています。

【3】 計画の進捗状況について

1 障がい福祉サービス等の実績と進捗状況

※令和元年度は全て見込

(1) 障がい福祉サービス

① 訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅で訪問による介護や、通院等へ同行などの支援を受けるサービスです。

○居宅介護（障害支援区分1以上）

居宅において、入浴、排泄、食事の介護や家事など生活全般にわたる支援を行います。

＜年間利用時間＞

※（ ）は実利用人数

	第4期計画			第5期計画		
年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
計画	7,425 (55人)	8,100 (60人)	8,775 (65人)	5,424 (33人)	5,820 (37人)	5,822 (39人)
実績	7,133 (52人)	5,502 (42人)	3,969 (34人)	2,901 (26人)	2,467 (24人)	

○重度訪問介護（障害支援区分4以上）

常に介護を必要とする重度の肢体不自由者や行動障がい者を有する方に、居宅において、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援や見守りなどを総合的に行います。

＜年間利用時間＞

※（ ）は実利用人数

	第4期計画			第5期計画		
年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
計画	1,280 (1人)	1,280 (1人)	1,280 (1人)	1,707 (3人)	2,222 (4人)	2,736 (5人)
実績	647 (2人)	1,544 (3人)	1,521 (3人)	1,342 (2人)	1,322 (2人)	

○同行援護（身体介護なし：障害支援区分認定不要）

（身体介護あり：障害支援区分2以上）

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出時においてその障がい者等に同行し、必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際に必要な支援を行います。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

	第4期計画			第5期計画		
年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
計画	900 (9人)	1,000 (10人)	1,100 (11人)	1,103 (6人)	1,263 (7人)	1,423 (8人)
実績	623 (7人)	801 (5人)	747 (4人)	669 (4人)	852 (4人)	

○行動援護（障害支援区分3以上）

知的障がい者又は精神障がい者に、買い物や通院などで行動する際の危険を回避するために必要な支援を行います。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

	第4期計画			第5期計画		
年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
計画	360 (1人)	360 (1人)	360 (1人)	72 (1人)	72 (1人)	72 (1人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	

○「重度障害者等包括支援」（障害支援区分6以上）

常時介護を必要とし、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護その他の「障害福祉サービス」を包括的に提供します。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

	第4期計画			第5期計画		
年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
計画	4,380 (1人)	4,380 (1人)	4,380 (1人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	

② 日中活動系サービス

現在の法体系では昼間のサービスと夜間のサービスをそれぞれ選んで利用することとなっていますが、日中活動系サービスはその名称のとおり、昼間の活動を支援するサービスです。

○生活介護（障害程度区分3以上※施設入所を伴う場合は区分4以上）

（50歳以上：障害程度区分2以上※施設入所を伴う場合は区分3以上）

常に介護を必要とする方に、日中に入浴、食事、排泄等の介助を行うとともに、創作的活動又は生産的活動の機会を提供します。実際の利用者の中には、施設に入所して常時利用している方と、通所により月に数日利用する在宅の方がいます。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

	第4期計画			第5期計画		
年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
計画	30,800 (140人)	31,240 (142人)	31,680 (144人)	34,483 (144人)	35,018 (145人)	35,296 (145人)
実績	32,091 (139人)	32,012 (143人)	32,727 (146人)	33,299 (142人)	33,655 (143人)	

○自立訓練（機能訓練）

地域で生活する上で、身体機能や生活能力の維持、向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に、施設への通所や在宅への訪問により、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

	第4期計画			第5期計画		
年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
計画	264 (1人)	264 (1人)	264 (1人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	

○自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者に、入浴や排泄、食事等の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を行います。

このサービスの利用期間は原則として2年間までとなっています。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

	第4 期計画			第5 期計画		
年度	平成 27 年度 2015 年度	平成 28 年度 2016 年度	平成 29 年度 2017 年度	平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度
計画	1,500 (10 人)	1,950 (13 人)	2,400 (16 人)	1,091 (7 人)	1,016 (6 人)	1,076 (6 人)
実績	653 (6 人)	845 (7 人)	1,181 (8 人)	956 (8 人)	809 (5 人)	

○就労移行支援

一般企業への就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動や職場体験等の活動の機会を提供するほか、就労に必要な知識及び能力向上に必要な訓練、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場への定着等のために必要な相談等を行います。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

	第4 期計画			第5 期計画		
年度	平成 27 年度 2015 年度	平成 28 年度 2016 年度	平成 29 年度 2017 年度	平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度
計画	6,696 (31 人)	7,344 (34 人)	7,992 (37 人)	5,500 (30 人)	4,900 (33 人)	4,700 (30 人)
実績	4,863 (39 人)	5,560 (42 人)	3,949 (32 人)	3,083 (25 人)	2,686 (11 人)	

○就労継続支援（A 型）

一般企業等での雇用が困難な障がい者に、雇用契約等により生産活動その他の活動の機会の提供等就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

	第4 期計画			第5 期計画		
年度	平成 27 年度 2015 年度	平成 28 年度 2016 年度	平成 29 年度 2017 年度	平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度
計画	4,876 (25 人)	5,460 (28 人)	5,850 (30 人)	6,856 (30 人)	7,354 (33 人)	7,852 (36 人)
実績	4,016 (24 人)	4,485 (27 人)	5,585 (28 人)	4,588 (27 人)	4,354 (18 人)	

○就労継続支援（B型）

就労移行支援等を利用したが一般企業等への雇用が難しい障がい者や、一定年齢に達している障がい者等に生産活動にかかる知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

＜年間利用日数＞

※（ ）は実利用人数

	第4期計画			第5期計画		
年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
計画	25,500 (150人)	26,350 (155人)	27,200 (160人)	36,906 (183人)	38,771 (188人)	39,786 (193人)
実績	27,035 (154人)	28,959 (178人)	32,878 (183人)	34,358 (190人)	33,856 (178人)	

○就労定着支援

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障がい者で、就労に伴う環境の変化により生活面での課題が生じている方に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けての支援を行います。平成30年度から新たに始まったサービスです。

＜年間実利用人数＞

	第4期計画			第5期計画		
年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
計画				7	7	7
実績				4	4	

○療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をします。

＜年間実利用人数＞

	第4期計画			第5期計画		
年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
計画	8	9	9	10	10	10
実績	7	8	8	9	10	

○短期入所

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排泄・食事の介護等を行います。

＜年間利用日数＞

※（ ）は実利用人数

	第4期計画			第5期計画		
年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
計画	1,440 (40人)	1,440 (40人)	1,440 (40人)	664 (35人)	664 (35人)	664 (35人)
実績	1,024 (36人)	788 (35人)	645 (30人)	727 (31人)	696 (24人)	

③ 居住系サービス

居住系サービスは、夜間や休日に生活の場を提供するサービスであり、日中活動系サービスと組み合わせて利用されます。

○自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。平成30年度から新たに始まったサービスです。

＜年間利用人数＞

	第4期計画			第5期計画		
年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
計画				2	2	2
実績				0	0	

○共同生活援助（グループホーム）

知的障がい者や精神障がい者が夜間や休日に共同生活を行う住居で、日常生活上の相談や入浴・排泄・食事の介護等の援助を行います。

<年間実利用人数>

	第4期計画			第5期計画		
年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
計画	55	60	65	58	60	62
実績	49	52	57	56	56	

○施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日に入浴・排泄・食事の介護等を行います。

<年間実利用人数>

	第4期計画			第5期計画		
年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
計画	77	75	74	80	82	84
実績	84	84	81	80	78	

④ 相談支援

○計画相談支援

「障害福祉サービス」又は地域相談支援を利用するすべての障がい者等に、相談支援事業者が、「障害福祉サービス」の支給決定前又は支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定又は変更後にサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。また、その後も厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証や計画の見直しを行います。

<年間実利用人数>

	第4期計画			第5期計画		
年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
計画	432	442	452	424	434	444
実績	416	433	441	442	431	

○地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に、相談支援事業者が、住居の確保、その他地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための「障害福祉サービス」事業所等への同行支援等を行います。

＜年間実利用人数＞

	第4期計画			第5期計画		
年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
計画	10	10	10	1	1	1
実績	3	1	1	0	0	

○地域定着支援

居宅において単身で生活する障がい者又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

＜年間実利用人数＞

	第4期計画			第5期計画		
年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
計画	5	5	5	3	4	5
実績	3	2	2	2	1	

(2) 障がい児支援

① 「障害児通所支援」

○児童発達支援

未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

＜年間利用日数＞

※（ ）は実利用人数

				第1期計画		
年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
計画	1,800 (15人)	1,920 (16人)	2,040 (17人)	6,113 (32人)	6,113 (32人)	5,706 (29人)
実績	1,411 (14人)	1,509 (14人)	6,332 (38人)	5,710 (31人)	5,448 (36人)	

○医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童を、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関に通わせ、児童発達支援や治療を行います。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

				第1期計画		
年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
計画	360 (1人)	360 (1人)	360 (1人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	

○放課後等デイサービス

学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

				第1期計画		
年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
計画	2,952 (30人)	3,148 (32人)	3,345 (34人)	11,411 (77人)	12,731 (88人)	13,730 (98人)
実績	4,445 (43人)	7,333 (58人)	10,325 (67人)	12,017 (81人)	14,912 (91人)	

○保育所等訪問支援

保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、その施設を訪問し専門的な支援が必要と認められた障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

				第1期計画		
年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
計画	12 (1人)	12 (1人)	12 (1人)	6 (3人)	8 (4人)	10 (5人)
実績	3 (1人)	1 (1人)	2 (1人)	2 (1人)	1 (1人)	

○居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児に対して、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

平成 30 年度から新たに始まったサービスです。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

				第1期計画		
年度	平成 27 年度 2015 年度	平成 28 年度 2016 年度	平成 29 年度 2017 年度	平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度
計画				0 (0 人)	0 (0 人)	96 (1 人)
実績				0 (0 人)	0 (0 人)	

② 「障害児相談支援」

「障害者自立支援法」の一部改正により、平成 24 年 4 月より、「障害児相談支援」が児童福祉法に位置づけられ、「障害児支援利用援助」および「継続障害児支援利用援助」が実施されています。

<年間実利用人数>

				第1期計画		
年度	平成 27 年度 2015 年度	平成 28 年度 2016 年度	平成 29 年度 2017 年度	平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度
計画	48	49	50	109	120	128
実績	59	70	102	119	122	

(3) 地域生活支援事業

①理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を実施し、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

障がいの特性に応じた、障がい者等の理解を深めるための教室を開催します。

また、障がい別の接し方を解説したパンフレット等を活用し、普及・啓発を目的とした広報活動を行います。

◆精神保健福祉講座の継続実施

根強く残る精神障がいに対する社会的偏見を除去するため、精神疾患等に関する正しい知識の普及を図ることを目的として実施しています。

令和元年度は、精神疾患を持つ人が住み慣れた地域で安心して過ごせるように、普段疑問に思っていることについて正しい知識を身につけるとともに、地域でできるサポートについて理解を深めることを目的に実施します。

開催日：令和2年1月18日（土）

場 所：厚狭公民館

講 師：片倉病院 中野 雅之 医師

②自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、障がい者やその家族がお互いに悩みを共有したり情報交換したりできる交流会の活動（ピアサポート）や災害対策活動、地域で障がい者が孤立しないような見守り活動、ボランティアの養成や活動等を支援します。

③相談支援事業

障がい者や障がい者の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、「障害福祉サービス」や他の必要とするサービスの利用調整などを行うとともに、障がい者虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した生活を営むことができるようにすることを目的としています。

「障害福祉課」内に「基幹型相談支援センター」を設置し、専門的な職員を配置するとともに、地域における相談支援事業者等に対する助言や人材育成への支援、地域移行に向けた取組等を実施し、相談支援機能の強化を図ります。

また、それぞれの特性に対応した相談に応じられるように、相談支援事業所に相談支援事業を委託して実施します。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが必要な知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

障がい者の権利擁護を目的として、法人における成年後見制度の運用について検討していきます。

⑥意思疎通支援事業

市社会福祉協議会と連携し、聴覚障がい等により意思疎通を図るために支援が必要な方に、手話通訳や要約筆記に係る意思疎通支援者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的としています。

また、市主催の講演会等では、聴覚障がい者等への意思疎通に関する合理的配慮の提供として、意思疎通支援者を配置するとともに、チラシ等で講演会等への意思疎通支援者の配置についてのPRを行います。

＜意思疎通支援者の派遣回数＞				※（ ）は実利用人数		
	第4 期計画			第5 期計画		
年度	平成 27 年度 2015 年度	平成 28 年度 2016 年度	平成 29 年度 2017 年度	平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度
計画	50 (20 人)	50 (20 人)	50 (20 人)	45 (15 人)	45 (15 人)	45 (15 人)
実績	54 (10 人)	39 (13 人)	33 (13 人)	41 (13 人)	45 (13 人)	

⑦点訳・音訳事業

文字による情報入手が困難な視覚障がい者に対し、点訳・音訳など解りやすい方法で、市広報や「障がい福祉のしおり」等を作成し、情報提供を行います。

⑧日常生活用具等給付事業

重度障がい者の在宅での生活を支援するため、日常生活用具等の給付を行います。

＜年間の給付件数＞				※（ ）は実利用人数		
	第4 期計画			第5 期計画		
年度	平成 27 年度 2015 年度	平成 28 年度 2016 年度	平成 29 年度 2017 年度	平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度
計画	1,300 (170 人)	1,300 (170 人)	1,300 (170 人)	1,300 (170 人)	1,300 (170 人)	1,300 (170 人)
実績	1,383 (140 人)	1,284 (141 人)	1,359 (141 人)	1,377 (151 人)	1,390 (157 人)	

※ストーマ・紙おむつは1か月の支給を1件として算出。

⑨手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい・音声又は言語機能障がい者等が円滑に意思疎通できるよう、手話により意思疎通の支援を行う手話奉仕員を養成する研修を行います。

また、意思疎通支援事業を一層推進するために、養成研修を受講済みの手話奉仕員に対するスキルアップ研修を実施します。

＜手話奉仕員新規登録者数＞

	第5期計画		
	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
計画	2	2	2
実績	2	2	

⑩移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

＜事業所数、年間の利用時間＞

※（ ）は実利用人数

年度	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
計画	1,200時間 (8人)	1,350時間 (9人)	1,500時間 (10人)	720時間 (8人)	720時間 (8人)	720時間 (8人)
実績	762時間 (7人)	612時間 (7人)	726時間 (7人)	552時間 (4人)	443時間 (4人)	

⑪地域活動支援センター（かに工房）

就業が困難な在宅の障がい者に、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、機能訓練や社会適応訓練、相談支援などを行います。

＜一日当たりの利用人数＞

年度	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
計画	12	12	12	13	13	13
実績	12	11	10	10	10	

⑫日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援や障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。

<事業所数、年間利用回数>

※（ ）は実利用人数

	第4期計画			第5期計画		
年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
計画	4,000回 (80人)	4,000回 (80人)	4,000回 (80人)	7,002回 (156人)	7,749回 (161人)	8,541回 (167人)
実績	4,999回 (135人)	5,719回 (136人)	5,808回 (106人)	6,133回 (101人)	6,603回 (93人)	

⑬障がい者スポーツ大会開催事業

障がい者等に対する理解と親睦を深めるとともに、障がい者等の体力の維持・増進を図り、社会参加を促進するため、「ふれあい運動会」を市社会福祉協議会と連携して開催します。

○ふれあい運動会

令和元年6月8日（土）開催 参加者：567人

⑭自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がい者又は知的障がい者が自動車運転免許を取得する場合の経費や、重度の肢体不自由障がい者が自動車を改造する場合に、費用の一部を助成します。

<年間助成件数>

※（ ）は実利用人数

	第4期計画			第5期計画		
年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
計画	4 (4人)	4 (4人)	4 (4人)	5 (5人)	5 (5人)	5 (5人)
実績	6 (6人)	4 (4人)	2 (2人)	2 (2人)	6 (6人)	

⑮訪問入浴サービス事業

障がい者のいる家庭に移動入浴車で訪問し、入浴サービスを行うことにより、障がい者の清潔と健康を保つことを目的としています

<年間利用回数>

※（ ）は実利用人数

	第4期計画			第5期計画		
年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
計画	50 (1人)	50 (1人)	50 (1人)	48 (1人)	48 (1人)	48 (1人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	

2 障がい者支援における成果目標の設定

障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援に係る成果目標を設定しています。

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

◆数値目標

平成 28 年度末の施設入所者（76 人）を基礎として、

- 地域生活への移行者数：1 人（令和 2 年度（2020 年度）末までに）
- 入所者削減数：1 人（令和 2 年度末時点：75 人）

(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆目標

保健、医療、福祉関係者等の関係機関が集まる場である自立支援協議会において、現状の把握を行い、課題を共有するなど、情報共有に努めます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

◆目標

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、夜間や休日も含めた 24 時間体制での相談支援の充実や緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場を備えた地域生活支援拠点の整備を行います。

また、拠点において専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材の養成を行う機能を備え、地域の相談支援体制の向上につながるよう検討します。

必要な機能	方向性等
① 相談	「相談支援事業所のぞみ」において 24 時間体制での相談支援を行う。
② 緊急時の受け入れ・対応	緊急時のため「障害者支援施設みつば園」に短期入所の空床を確保する。
③ 体験の機会・場	障がい福祉サービスを利用し、グループホームの体験を行う。
④ 専門的人材の確保・養成	山口県・山口県ひとづくり財団・山口県社会福祉士会等が実施する研修への案内及び必要時地域課題となる研修の企画を行う。
⑤ 地域の体制づくり	相談にコーディネーターを配置し、サービスの拠点とする。 支援会議や自立支援協議会定例会から抽出した地域課題について、自立支援協議会（運営委員会、専門部会含む）で検討・情報共有を行う。

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

①一般就労移行者数

◆数値目標

平成 28 年度における一般就労移行者数 12 人を基準として、令和 2 年度（2020 年度）に 12 人

◆活動指標

	平成 30 年度 2018 年度		令和元年度 2019 年度	
	活動指標	実績	活動指標	実績（4 月～10 月）
就労移行支援から	5 人	6 人	8 人	0 人
就労継続支援 A 型から	1 人	1 人	1 人	0 人
就労継続支援 B 型から	6 人	5 人	3 人	2 人
一般就労移行者合計数	12 人	12 人	12 人	2 人

②就労移行支援利用者数

◆数値目標

平成 28 年度末の就労移行支援利用者数 20 人を基準として、令和 2 年度（2020 年度）末に 16 人

令和元年 10 月末時点の利用者数：11 人

③就労移行率 3 割以上の事業所数

◆数値目標

平成 28 年度末における就労移行支援事業所数：3 事業所

●令和 2 年度（2020 年度）末就労移行支援事業所数：3 事業所

●うち就労移行率 3 割超の事業所数：2 事業所

⇒平成 31 年 4 月で就労移行支援事業所数：1 事業所

④就労定着支援利用者数

◆数値目標

	平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	
	目標	実績	目標
就労定着支援利用者数	7 人	4 人	7 人
1 年以上の職場定着者数		3 人	4 人
1 年後の職場定着率		75%	57%

3 障がい児支援における成果目標の設定

障がい児通所支援等の提供体制を確保するため成果目標を設定しています。

(1) 児童発達支援センターの設置

障がい児の重度化・重複化や多様性に対応する専門的機能の強化を図るため、児童発達支援センターを地域における中核的な支援施設として設置します。

地域の障がい児や家族への相談援助を行うとともに、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、助言や援助を行い、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図ります。

◆数値目標

令和2年度（2020年度）までに：市内に1か所設置

→平成31年4月に市内に1か所設置（こども発達支援センターとことこ）

(2) 保育所等訪問支援の充実

障がい児の地域社会への参加・包容を推進するため、保育所等を利用中の障がい児又は利用予定の障がい児が集団生活への適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

◆数値目標

令和2年度（2020年度）までに：市内に保育所等訪問支援事業所を1か所設置

(3) 重症心身障がい児の支援体制の充実

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実に努めます。

◆数値目標

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所とも圏域に1か所設置

→圏域に確保済み

（４）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児の現状の把握を行い、地域課題及び支援のための協議を行うことにより、共通の理解に基づいた総合的な支援体制の構築に努めます。

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員の配置の促進に努めます。

■医療的ケア児についての連絡会議の開催

令和元年 5 月 20 日（月）・9 月 25 日（水）

学校教育課、子育て支援課、健康増進課、障害福祉課、相談支援事業所、訪問看護ステーション、出合保育園の職員で、現状の報告・課題の共有を行った。

《現状》今年度から出合保育園に看護師 1 名配置。申請を受け、受入検討会議を開催しての決定となる。現在、2 名の受け入れあり。

《今後》市の実情に合わせた内容を検討する場として、継続的に開催していく。

課題等が上がった段階で開催予定。

（５）保育所等での提供体制の整備

保育所等訪問支援を活用し、障がい児通所支援事業所等が保育所や幼稚園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、地域社会での障がい児の参加を推進します。

◆定量的な目標

種別	平成 30 年度 2018 年度		令和元年度 2019 年度
	定量的な目標 （見込）	実績	定量的な目標 （見込）
保育所	0 人	0 人	0 人
幼稚園	0 人	0 人	0 人
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	2 人	3 人	2 人

【４】 令和元年度主な事業の実施状況について

○障がい者スポーツの推進

障がいの有無に関わらず、誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむことができるよう地域の障がい者スポーツの支援を行っています。

◆第19回キラリンピック・第19回全国障害者スポーツ大会派遣選手選考会への出場支援

市内参加者：キラリンピック3名 選考会3名

全国大会出場：個人2名 団体3名

○「障害者虐待防止センター」の設置

障がい者虐待についての未然防止や早期発見、迅速な対応を行い、適切な支援を行っています。

令和元年9月末現在：5件の虐待通報あり（施設従事者1件、養護者4件）

○「障がい者差別解消相談窓口」の設置

平成28年4月1日に「障害者差別解消法」が施行となり、障がいを理由とした差別（不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど）についての相談窓口を障害福祉課に開設し、相談内容に応じて関係機関と連携や調整を行い、問題解決を行います。

令和元年9月末現在：相談件数0件

○山陽小野田市障がい者差別解消支援地域協議会の開催

差別の解消に向けた取組を主体的に行うネットワークとして、障がい者差別に関する相談等についての協議や、障がい者差別を解消するための取組に関する提案についての協議を行います。

第1回：令和元年7月4日（木）開催

○障がい者差別解消のための合理的配慮として磁気ループを購入

磁気誘導ループ（ヒアリングループ）とは、聴覚障がい者用の補聴器を補助する放送設備。磁界を発生させるワイヤーを輪のように這わせて使用する。

補聴器に直接音声を送り込む機材で、磁気を受信し、音声信号に変えることで、雑音の少ないクリアな音声を聞くことができる。

○「障害者週間」の啓発（「障害者週間」：12月3日から12月9日まで）

障がいや障がい者への正しい理解と認識の普及を図るため、市役所ロビー及び山陽総合事務所ロビーにおいて、障がい者の創作作品を展示する予定です。

◆展示期間 令和元年12月3日から12月20日まで

【5】 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画等のためのアンケートについて

①アンケート対象者

【第6期障がい福祉計画アンケート】

ア：18歳以上65歳未満の「身体障害者手帳」、療育手帳、「精神障害者保健福祉手帳」所持者

イ：自立支援医療（精神通院）受給者証での自立支援給付利用者

ウ：65歳以上の障がい福祉サービス利用者

【第2期障がい児福祉計画アンケート】

エ：特別支援学級在籍児童・生徒の保護者

オ：総合支援学校に通学しており障がい福祉サービスを利用している児童・生徒の保護者

カ：児童発達支援サービスを利用している児の保護者

【第4次障がい者計画の中間見直し及び第5次障がい者計画の基礎資料等】

キ：20歳～79歳の一般市民2,000人

②調査方法

ア～ウ：全件に郵送配付・郵送回収（約1,000人）

エ：学校を通じて配付・回収

オ：郵送配付・郵送回収

カ：事業所を通じて配付・回収

キ：小野田・山陽地区別、男女別、年代別に2,000人を無作為抽出し、郵送配付・郵送回収

③実施期間

11月下旬にアンケートを配布、12月20日まで回収予定

（特別支援学級在籍児童・生徒の保護者の方へのアンケートは2学期末の保護者懇談会で配付、令和2年1月9日まで回収予定）

れいわがんねんど あんけーとちようさ ちようさひよう
令和元年度アンケート調査 調査票《手帳等所持者用》(案)

●あなた(宛名の方)の性別・年齢・ご家族について

【問1】 あなたの性別をお答えください。 1：男性 2：女性

【問2】 あなたの年齢(令和元年11月1日現在)をお答えください。

【問3】 あなたがお住まいの地域はどこですか。

- | | | |
|-------------|--------------|-------------|
| 1 : 本山小学校区 | 2 : 赤崎小学校区 | 3 : 須恵小学校区 |
| 4 : 小野田小学校区 | 5 : 高拍小学校区 | 6 : 高千帆小学校区 |
| 7 : 有帆小学校区 | 8 : 厚狭小学校区 | 9 : 出合小学校区 |
| 10 : 厚陽小学校区 | 11 : 津布田小学校区 | 12 : 埴生小学校区 |

【問4】 日常生活で、あなたを主に介助しているご家族は誰ですか。(1つだけ)

- 1 : 介助は受けていない(問7へ)
- 2 : 父母・祖父母 3 : 配偶者(夫または妻) 4 : 子ども
- 5 : 兄弟姉妹 6 : その他()

【問5】 問4で「1：介助は受けていない」以外に回答された方におたずねします。
その方の年代をお答えください。

【問6】 問4で「1：介助は受けていない」以外に回答された方におたずねします。
その方の健康状態はどうですか。(1つだけ)

1 : よい 2 : ふつう 3 : よくない

●あなたの障がいの状況について

【問7】 あなたは障がい者手帳などの認定を受けていますか。(該当するものすべて)

- 1 : 身体障害者手帳
- 2 : 療育手帳
- 3 : 精神障害者保健福祉手帳
- 4 : 難病
- 5 : 自立支援医療受給者証(精神通院)

【問8】 あなたは発達障がいとして診断されたことがありますか。

1 : ある 2 : ない(問10へ)

【問9】 ^{とい}問8で「1：ある」に^{かいとう}回答された方におたずねします。

^{はったつしょう}発達障がいがあるとわかったのは、どのようなきっかけですか。(1 つだけ)

- 1： ^{ようじけんしん} 幼児検診や ^{ほいくえんとう} 保育園等の ^{してき} 指摘で ^{ようじき} 幼児期から ^{しんだん} 診断されていた
- 2： ^{かぞく} 家族など ^{みじか} 身近な人が ^{ひと} 気づいた
- 3： ^{しゅうしょく} 就職してから ^{しよくば} 職場の人から ^{してき} 指摘された
- 4： その他 ()
- 5： ^わ 分からない

● ^すあなたの ^く住まいや暮らしについて

【問10】 ^{とい}あなたは ^{げんざい}現在どのように ^く暮らしていますか。(1 つだけ)

- 1： ^{ひとり} 一人で ^く暮らしている (^{いえ} 家や ^あ アパートなどの ^{いっぽんじゅうたく} 一般住宅)
- 2： ^{かぞく} 家族と ^く暮らしている
- 3： ^{ぐるーぷほーむ} グループホームで ^く暮らしている
- 4： ^{ふくしせつ} 福祉施設 (^{しょう} 障がい者入所施設、 ^{しゃにゅうしょせつ} 高齢者入所施設) で ^{こうれいしゃにゅうしょせつ} 暮らしている
- 5： ^{びょういん} 病院に ^{にゅういん} 入院している
- 6： その他 ()

【問11】 ^{とい}あなたは ^{しょうらい}将来、どのように ^{せいかつ}生活したいと ^{おも}思いますか。(1 つだけ)

- 1： ^{いま} 今と同じがよい
- 2： ^{ひとり} 一人で ^く暮らしたい (^{いえ} 家や ^あ アパートなどの ^{いっぽんじゅうたく} 一般住宅)
- 3： ^{かぞく} 家族と ^{いっしょ} 一緒に ^{せいかつ} 生活したい
- 4： ^{ぐるーぷほーむ} グループホームなどを ^{りよう} 利用したい
- 5： ^{ふくしせつ} 福祉施設 (^{しょう} 障がい者入所施設、 ^{しゃにゅうしょせつ} 高齢者入所施設) に ^{にゅうしょ} 入所したい
- 6： ^{びょういん} 病院に ^{にゅういん} 入院したい
- 7： その他 ()

【問12】 ^{とい}在宅 (^{ざいたく} 入所施設や ^{にゅうしょせつ} 入院以外) で ^{にゅういんがい} 生活するためや ^{せいかつ} 在宅での生活を ^{ざいたく} 続けるため ^{せいかつ} には、どのような ^{しえん} 支援があればよいと ^{おも} 思いますか。(いくつでも)

- 1： ^{ざいたく} 在宅で ^{ひつよう} 必要な ^{いりようてき} 医療的ケアなどが ^う 受けられること
- 2： ^{しょう} 障がい者が ^{しゃ} 暮らしやすい ^く 住居の ^{じゅうきょ} 確保
- 3： ^{ひつよう} 必要な ^{ざいたく} 在宅サービス (^{ほーむ} ホームヘルパーなど) が ^{りよう} 利用できること
- 4： ^{せいかつ} 生活訓練 (^{じりつ} 自立した生活が ^{せいかつ} 送られるよう ^{おく} 日常生活の ^{にちじょうせいかつ} 訓練を ^{くんれん} 行う) などの ^{おこな} 充実 ^{じゅうじつ}
- 5： ^{けいざいてき} 経済的な ^{ふたん} 負担を ^へ 減らす ^{しえん} 支援
- 6： ^{そうだんたいおう} 相談対応などの ^{じゅうじつ} 充実
- 7： ^{ちいき} 地域 ^{じゅうみん} 住民などの ^{りかい} 理解

8：コミュニケーションについての支援

9：その他（ ）

●あなたの就労について

【問13】 あなたの主な収入は何ですか。(1つだけ)

1：会社勤めや自営業、家業による収入

2：年金収入（問15へ）

3：生活保護費（問15へ）

4：その他（ ）（問15へ）

【問14】 問13で「1：会社勤めや自営業、家業による収入」を選択した方にお聞きします。どのような雇用形態で働いていますか。(1つだけ)

1：正社員

2：正社員以外（パート・アルバイト・嘱託職員など）

3：自営業・家業

4：その他（ ）

【問15】 あなたは障がい者が働くためには、どのようなことが必要だと思いますか。
(いくつでも)

1：通勤手段の確保

2：勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮

3：職場での障がいへの理解

4：職場で介助や援助などが受けられること

5：短時間勤務や勤務日数などの配慮

6：就労後のフォローなど職場と支援機関の連携

7：在宅勤務の広がり

8：仕事についての職場外での相談対応・支援

9：企業ニーズにあった就労訓練

10：その他（ ）

●あなたの相談相手について

【問16】 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(いくつでも)

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1 : 家族や親せき | 2 : 友人・知人 |
| 3 : 近所の方 | 4 : 職場の上司や同僚 |
| 5 : 相談支援事業所の相談支援専門員 | 6 : 介護保険のケアマネジャー |
| 7 : 施設やサービス事業所の方 | 8 : 障がい者団体や家族会 |
| 9 : 民生委員・児童委員 | 10 : 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生 |
| 11 : 行政機関の相談窓口 | 12 : かかりつけの医師や看護師または |
| 13 : その他 () | ケースワーカーなどの医療関係者 |

●権利擁護について

【問17】 あなたは、障がいがあることで差別を受けるなど、嫌な思いをしたりしたことがありますか。(1つだけ)

- 1 : ある 2 : 少しある 3 : ない (問20へ)

【問18】 問17で「1 : ある」又は「2 : 少しある」と回答された方におたずねします。

どのような場所で嫌な思いをされましたか。(いくつでも)

- | | | | |
|-----------------------|---------------|---------------------|----------|
| 1 : 学校 | 2 : 仕事場 | 3 : 求職活動 | 4 : 行政機関 |
| 5 : 交通機関 | 6 : 病院などの医療機関 | 7 : 住んでいる地域 (家庭を含む) | |
| 7 : 商業施設 (お店、レストランなど) | 8 : その他 () | | |

【問19】 問17で「1 : ある」又は「2 : 少しある」と回答された方におたずねします。

あなたが嫌な思いをされた具体的な内容はどのようなものですか。

(自由記載)

【問20】 成年後見制度についてご存じですか。(1つだけ)

- 1 : 名前も内容も知っている
- 2 : 名前を聞いたことはあるが、内容は知らない
- 3 : 名前も内容も知らない

さいがい
●災害について

【問21】 あなたがお住まいの地区の避難所を知っていますか。(1 つだけ)

- 1 : 知っている 2 : 知らない

【問22】 あなたにとって、災害が起こった際の不安は何ですか。(いくつでも)

- 1 : 避難の情報が伝わってこないこと 2 : 避難する際の移動
3 : 避難先での生活 4 : 特にない
5 : その他 ()

【問23】 あなたが災害時に、避難所などで具体的に困ると思われることは何ですか。(いくつでも)

- 1 : 特にない 2 : トイレ (広さや装備など)
3 : プライバシーの保護 4 : コミュニケーション
5 : 介助・介護 6 : 薬や医療のこと
7 : 補装具や日常生活用具 8 : その他 ()

【問24】 あなたは災害時のための準備をしていますか。(1 つだけ)

- 1 : はい 2 : いいえ (問26へ)

【問25】 問24で「1: はい」を選択した方にお聞きします。

どのような準備をしていますか。(いくつでも)

- 1 : 食料や水などの防災用品を用意している
2 : 家具の転倒防止の対策をしている
3 : 必要な医薬品などを安全な場所に保管し、すぐに持ち出せるようにしている
4 : 服用している医薬品などが周りの方に分かるように、メモなどを常備している
5 : 近所の方に災害時の手助けを頼んでいる
6 : ボランティアの方に災害時の手助けを頼んでいる
7 : ヘルプカードを携帯している
8 : その他 ()

●あなたの社会参加について

【問26】 あなたは、最近1か月間にどのような社会参加をしていますか。

(いくつでも)

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 1 : 旅行 | 2 : 買い物 (日常の買い物を含む) |
| 3 : ボランティア活動 | 4 : 障がい者団体の活動 |
| 5 : 講座や講演会などへの参加 | 6 : 地域の行事や祭り、学校・職場の行事 |
| 7 : インターネットなどでの社会交流 | 8 : 家族・友人・知人との交流 |
| 9 : スポーツ | 10 : 文化・芸術活動 |
| 11 : その他 () | |

【問27】 今後どのような社会参加をしたい、参加し続けたいと思いますか。

(いくつでも)

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 1 : 旅行 | 2 : 買い物 (日常の買い物を含む) |
| 3 : ボランティア活動 | 4 : 障がい者団体の活動 |
| 5 : 講座や講演会などへの参加 | 6 : 地域の行事や祭り、学校・職場の行事 |
| 7 : インターネットなどでの社会交流 | 8 : 家族・友人・知人との交流 |
| 9 : スポーツ (問28へ) | 10 : 文化・芸術活動 (問29へ) |
| 11 : その他 () | |

【問28】 問27で「9:スポーツ」と回答された方におたずねします。

あなたが、スポーツをする、し続けるためにはどのようなことが必要ですか。

(いくつでも)

- | | | |
|-------------------|----------------|------------|
| 1 : 場所の確保 | 2 : 施設のバリアフリー化 | 3 : 金銭的な援助 |
| 4 : 移動手段の確保 | 5 : 組織作り | 6 : 指導者の確保 |
| 7 : 付添い等ボランティアの確保 | 8 : 情報提供 | |
| 9 : その他 () | | |

【問29】 問27で「10:文化・芸術活動」と回答された方におたずねします。

あなたが、文化・芸術活動をする、し続けるためにはどのようなことが必要ですか。

(いくつでも)

- | | | |
|-------------------|----------------|------------|
| 1 : 場所の確保 | 2 : 施設のバリアフリー化 | 3 : 金銭的な援助 |
| 4 : 移動手段の確保 | 5 : 組織作り | 6 : 指導者の確保 |
| 7 : 付添い等ボランティアの確保 | 8 : 情報提供 | |
| 9 : その他 () | | |

●あなたの障がい福祉サービスなどの利用について

【問30】 次の中で現在利用しているサービスがあれば選んでください。

(該当するものすべて)

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 : 利用していない (問34 へ) | 2 : 居宅介護 (ホームヘルプサービス) |
| 3 : 重度訪問介護 | 4 : 同行援護 |
| 5 : 行動援護 | 6 : 重度障害者等包括支援 |
| 7 : 生活介護 | 8 : 自立訓練 (機能訓練) |
| 9 : 自立訓練 (生活訓練) | 10 : 就労移行支援 |
| 11 : 就労継続支援A型 | 12 : 就労継続支援B型 |
| 13 : 就労定着支援 | 14 : 療養介護 |
| 15 : 短期入所 | 16 : 自立生活援助 |
| 17 : 共同生活援助 (グループホーム) | 18 : 施設入所支援 |

【問31】 問30 で「1 : 利用していない」以外に回答された方にお聞きします。

サービスを利用して全体としていかがでしたか。

(1 つだけ)

- 1 : 満足 (問33 へ)
- 2 : まあまあ満足 (問33 へ)
- 3 : やや不満
- 4 : 不満

【問32】 問31 で「3 : やや不満」又は「4 : 不満」と回答した方にお聞きします。

不満の理由は何ですか。

(いくつでも)

- 1 : 希望する内容のサービスが受けられない
- 2 : 希望する時間帯にサービスが受けられない
- 3 : 希望する量のサービスが受けられない
- 4 : サービスを提供する事業者の対応が悪い
- 5 : 近くにサービスを提供する事業者がない
- 6 : 利用料の負担が多い
- 7 : その他 ()

【問33】 サービスを利用して良かったことは何ですか。

(いくつでも)

- 1: 不安や心配が減った
- 2: 家族の負担が減った
- 3: 在宅での生活が引き続き送れる
- 4: 本人や家族の外 出 する機会が増えた
- 5: 以前に比べて身の回りのことができるようになった
- 6: その他 ()

【問34】 今後利用したい支援はどのようなものですか。

(いくつでも)

- 1: 在宅での生活の支援 (ホームヘルパーなど)
- 2: 就 労 に向けた支援
- 3: 移動のための支援
- 4: 意思疎通支援
- 5: 日 中 行くことのできる場所
- 6: 施設への入 所
- 7: その他 ()

● 今後の希望について

【問35】 障 がい福祉施策について、あなたが重 要 と思う施策はどれですか。

(優先度の高いものを3 つまで)

- 1 : 自宅での生活を支援する在宅サービスの充 実
- 2 : 障 がいのある方、児童の施設サービスの充 実
- 3 : グループホームなど地域で生活するための場所の充 実
- 4 : 機能回復や地域生活に必要な訓練の充 実
- 5 : 福祉手当・タクシー券の支給などの経済的支援の充 実
- 6 : 隣 近所などの理解や 協 力 による見守り活動への支援の充 実
- 7 : ボランティアの育成や活動への支援の充 実
- 8 : 住 民 同士がふれあう機会や場の充 実
- 9 : 誰もが参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充 実
- 10 : 差別や偏見をなくすための人権教育や広報活動の充 実
- 11 : 何でも相談できる窓口などの相談体制の充 実
- 12 : 行 政 からの保健や福祉に関する情 報 提 供の充 実
- 13 : 重度 障 がい者の医療ケアを支える医療体制の充 実
- 14 : サービス利用手続きの簡素化
- 15 : 保健や福祉の専門的な人材育成と資質の向 上

- 16 : 医療・保健・福祉・教育の連携強化
 17 : 災害のときの避難誘導体制の整備・充実
 18 : 地域と連携した防犯活動の充実
 19 : 道路の段差解消など、バリアフリー化の推進
 20 : 働く意欲のある方への就労支援の充実
 21 : 障がい福祉サービス等を利用するときの利用料の負担軽減
 22 : 自分の生活、財産、権利を守ってくれるサービスの充実
 23 : その他（ ）

令和元年度 アンケート調査 調査票《児童・生徒の保護者用》(案)

●お子様の性別・学年・お住まいについて

【問1】 お子様の性別をお答えください。 1：男性 2：女性

【問2】 お子様の現在の通学先はどこですか。

- 1：小学校（支援学級）・松原分校 2：中学校（支援学級）・松原分校

【問3】 お子様の現在の学年、また年齢（令和元年11月1日現在）をお答えください。

【問4】 お子様がお住まいの地域はどこですか。

- 1：本山小学校区 2：赤崎小学校区 3：須恵小学校区
 4：小野田小学校区 5：高拍小学校区 6：高千帆小学校区
 7：有帆小学校区 8：厚狭小学校区 9：出合小学校区
 10：厚陽小学校区 11：津布田小学校区 12：埴生小学校区

●お子様の状況について

【問5】 お子様は障がい者手帳や自立支援医療受給者証をお持ちですか。

- 1：持っている 2：持っていない（問7へ）

【問6】 問5で「1：持っている」と回答された方におたずねします。

お子様はどの認定を受けていますか。 （該当するものすべて）

- 1：身体障害者手帳 2：療育手帳
 3：精神障害者保健福祉手帳 4：自立支援医療受給者証

【問7】 お子様は発達障がいと診断されたことがありますか。

- 1：ある 2：ない（問9へ）

【問 8】 問 7 で「1：ある」と回答された方におたずねします。

発達障がいがあるとわかったきっかけは何ですか。(1 つだけ)

- | | |
|----------------------|-------------------------------|
| 1：1 歳半、3 歳児健診などの幼児検診 | 2：幼稚園、保育所などからの指摘 |
| 3：小・中学校などの学校からの指摘 | 4：家族など身近な人が気づいた |
| 5：病院での診察 | 6：その他（ ） |
| 7：わからない | |

●障がい福祉サービスについて

【問 9】 お子様は、現在障がい福祉サービスを利用していますか。

- | | |
|----------|-------------------|
| 1：利用している | 2：利用していない（問 14 へ） |
|----------|-------------------|

【問 10】 問 9 で「1：利用している」と回答された方におたずねします。

どのようなサービスを利用していますか。

- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| 1：放課後等デイサービス | 2：保育所等訪問支援 |
| 3：日中一時支援 | 4：福祉用具（補装具等）の購入 |
| 5：その他（ ） | |

【問 11】 問 9 で「1：利用している」と回答された方におたずねします。

サービスを利用して全体的にいかがでしたか。(1 つだけ)

- | | |
|--------------|------------------|
| 1：満足（問 13 へ） | 2：まあまあ満足（問 13 へ） |
| 3：やや不満 | 4：不満 |

【問 12】 問 11 で「3：やや不満」又は「4：不満」と回答された方におたずねします。

不満の理由は何ですか。(主なものを2つまで)

- | |
|-------------------------------|
| 1：希望する内容のサービスが受けられない |
| 2：希望する時間帯にサービスが受けられない |
| 3：希望する量のサービスが受けられない |
| 4：サービスを提供する事業者の対応が悪い |
| 5：近くにサービスを提供する事業者がない |
| 6：利用料の負担が多い |
| 7：その他（ ） |

【問 13】 サービスを利用して良かったことは何ですか。(いくつでも)

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| 1：お子様のできることが増えた | 2：家族の不安や心配が減った |
| 3：家族の負担が減った | 4：お子様や家族の外出する機会が増えた |
| 5：その他（ ） | |

【問 14】 問 9 で「2：利用していない」と回答された方におたずねします。

サービスを利用しない理由は何ですか。(いくつでも)

- | | |
|-----------------------|-------------------------------|
| 1：必要がないから | 2：サービス内容がよくわからないから |
| 3：お子様にあったサービス内容ではないから | 4：その他（ ） |

【問 15】 今後 3 年間のうちに利用したい障がい福祉サービスはありますか。

(いくつでも)

1：放課後等デイサービス

2：保育所等訪問支援

3：日中一時支援

4：その他（ ）

●権利擁護について

※問 5 で障がい者手帳や自立支援医療受給者証を「1：持っている」、問 7 で発達障がいと診断されたことが「1：ある」と回答された方におたずねします。

(それ以外の方は問 22 へ)

【問 16】 お子様は、障がいがあることで差別を受けるなど、嫌な思いをした（表情などから嫌な思いをしていそうだと保護者として感じた）ことがありますか。 (1 つだけ)

1：ある

2：少しある

3：ない（問 19 へ）

【問 17】 問 16 で「1：ある」又は「2：少しある」と回答された方におたずねします。

どのような場所で嫌な思いをされましたか。 (いくつでも)

1：保育園・幼稚園

2：学校

3：交通機関

4：病院などの医療機関

5：住んでいる地域（家庭を含む）

6：商業施設（お店、レストランなど）

7：行政機関

8：その他（ ）

【問 18】 問 16 で「1：ある」又は「2：少しある」と回答された方におたずねします。

お子様が嫌な思いをされた具体的な内容はどのようなものですか。

(自由記載：)

【問 19】 保護者として、お子様が障がいがあることで差別を受けるなど、嫌な思いをされたことがありますか。

1：ある

2：少しある

3：ない（問 22 へ）

【問 20】 問 19 で「1：ある」又は「2：少しある」と回答された方におたずねします。

どのような場所で嫌な思いをされましたか。 (いくつでも)

1：保育園・幼稚園

2：学校

3：交通機関

4：病院などの医療機関

5：住んでいる地域（家庭を含む）

6：商業施設（お店、レストランなど）

7：行政機関

8：その他（ ）

【問 21】 問 19 で「1：ある」又は「2：少しある」と回答された方におたずねします。

保護者として嫌な思いをされた具体的な内容はどのようなものですか。

(自由記載：)

●今後の希望について

【問 22】 障がい福祉施策について、あなたが重要と思う施策はどれですか。

(優先度の高いものを3つまで)

- 1 : 自宅での生活を支援する在宅サービスの充実
- 2 : 障がいのある方、児童の施設サービスの充実
- 3 : グループホームなど地域で生活するための場所の充実
- 4 : 機能回復や地域生活に必要な訓練の充実
- 5 : 福祉手当・タクシー券の支給などの経済的支援の充実
- 6 : 隣近所などの理解や協力による見守り活動への支援の充実
- 7 : ボランティアの育成や活動への支援の充実
- 8 : 住民同士がふれあう機会や場の充実
- 9 : 誰もが参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実
- 10 : 差別や偏見をなくすための人権教育や広報活動の充実
- 11 : 何でも相談できる窓口などの相談体制の充実
- 12 : 行政からの保健や福祉に関する情報提供の充実
- 13 : 重度障がい者の医療ケアを支える医療体制の充実
- 14 : サービス利用手続きの簡素化
- 15 : 保健や福祉の専門的な人材育成と資質の向上
- 16 : 医療・保健・福祉・教育の連携強化
- 17 : 災害のときの避難誘導體制の整備・充実
- 18 : 地域と連携した防犯活動の充実
- 19 : 道路の段差解消など、バリアフリー化の推進
- 20 : 働く意欲のある方への就労支援の充実
- 21 : 障がい福祉サービス等を利用するときの利用料の負担軽減
- 22 : 自分の生活、財産、権利を守ってくれるサービスの充実
- 23 : その他 ()

令和元年度 アンケート調査 調査票《市民用》(案)

●あなたの性別・年齢等について

【問1】 性別をお答えください。

1：男性

2：女性

【問2】 年齢（令和元年11月1日現在）をお答えください。

【問3】 お住まいの地域はどこですか。

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1：本山小学校区 | 2：赤崎小学校区 | 3：須恵小学校区 |
| 4：小野田小学校区 | 5：高拍小学校区 | 6：高千帆小学校区 |
| 7：有帆小学校区 | 8：厚狭小学校区 | 9：出合小学校区 |
| 10：厚陽小学校区 | 11：津布田小学校区 | 12：埴生小学校区 |

●障がい者支援に関する関心等について

【問4】 身近に障がいのある方はいますか。（該当するものすべて）

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1：家族、親族に障がいのある方がいる | 2：友人、知人に障がいのある方がいる |
| 3：近隣、地域に障がいのある方がいる | 4：学校や職場に障がいのある方がいる |
| 5：いない | 6：知らない、わからない |

【問5】 障がい者支援について関心がありますか。

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1：非常に関心がある | 2：ある程度関心がある |
| 3：あまり関心がない（問7へ） | 4：全く関心がない（問7へ） |

【問6】 問5で「1：非常に関心がある」「2：ある程度関心がある」と回答された方におたずねします。どのような理由から関心をお持ちですか。（該当するものすべて）

- 1：家族や親族に障がいのある方がいる（いた）から
- 2：友人や知人に障がいのある方がいる（いた）から
- 3：学校や職場、近所などに障がいのある方がいる（いた）から
- 4：福祉活動やボランティア活動をしている（いた）から
- 5：保健・医療・福祉に関係する職業についている（いた）から
- 6：近所に障がい福祉施設があるから
- 7：テレビや本などで障がいのある方のことをよく目にするから
- 8：将来、自分も障がい者になるかもしれないから
- 9：その他（ ）

【問7】 近所に住む障がいのある方やその家族に対する日常的な支援を何かおこなっていますか。

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1：行っている | 2：行っていない（問9へ） |
| 3：支援する方がいない（問10へ） | |

【問 14】 社会が障がいのある方への理解を深めるためには、何が必要だと思いますか。

(該当するものすべて)

- 1：手話、要約筆記、点訳、朗読等のボランティア活動の推進
- 2：学校における福祉教育の充実
- 3：障がいの理解に関する講演会の開催
- 4：障がいのある方の地域の行事への参加の促進
- 5：障がいのある方のスポーツ・文化活動などを通じた地域の人々との交流
- 6：わからない
- 7：その他（ ）

【問 15】 障がいのある方への虐待を発見した場合、通報をしますか。

- 1：通報する
- 2：通報しない（問 17 へ）

【問 16】 問 15 で「1：通報する」と回答された方におたずねします。

通報するとしたら、どこですか。 (1 つだけ)

- 1：警察 2：民生委員 3：市
- 4：医療機関 5：相談支援専門員 6：その他（ ）

【問 17】 問 15 で「2：通報しない」と回答された方におたずねします。

通報しないのは何故ですか。 (該当するものすべて)

- 1：どこに通報したらよいかわからないため
- 2：自分には関係ないと思うから（関わりたくないから）
- 3：虐待なのかどうか判断できないため
- 4：自分が通報したことが分かったら怖いため
- 5：その他（ ）

●その他障がい者福祉等に関する事について

【問 18】 障がいのある方へのボランティア活動やサークル活動に関心はありますか。

- 1：関心がある
- 2：あまり関心はない（問 20 へ）

【問 19】 問 18 で「1：関心がある」と回答された方におたずねします。

どのような活動に関心がありますか。 (該当するものすべて)

- 1：手話ボランティア・サークル 2：要約筆記ボランティア・サークル
- 3：点訳ボランティア・サークル 4：朗読ボランティア・サークル
- 5：付添いボランティア 6：その他（ ）

【問 20】 障がいをお持ちの方が近所にお住まいの場合（お住まいでない場合はお住まいと仮定した場合）、住民としてどのような事が不安ですか。 （該当するものすべて）

- 1：どのように接したらよいかわからない
- 2：普段の生活でどのようなことに困っているかわからない
- 3：何かのときに、どこに相談したらよいかわからない
- 4：緊急時、どこが受け入れてくれるのかわからない
- 5：災害時、どのように支援してよいかわからない
- 6：その他（ ）

【問 21】 万が一障がいを負った場合、どこに相談しますか。

（該当するものすべて）

- 1：医療機関
- 2：市
- 3：相談支援事業所
- 4：民生委員
- 5：地域の身体障害者相談員・知的障害者相談員
- 6：その他（ ）

【問 22】 障がい者福祉に関する理念について、どのくらい知っていますか。

障がい福祉に関する理念	回答の選択肢
①ノーマライゼーション	1：知っている 2：聞いたことはある 3：知らない
②バリアフリー	
③ユニバーサルデザイン	
④インクルージョン	

【問 23】 市内で生活する上で、次の様な場面を行ったことはありますか。

場面	回答の選択肢
①「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の対象ではないが、専用駐車場に駐車した	1：行ったことがある 2：行ったことはない
②点字ブロックの上に自転車を停めた	
③トイレが混んでいたため、空いていた多目的トイレを使用した	

●今後の希望について

【問 24】 障がい福祉施策について、あなたが重要と思う施策はどれですか。

(優先度の高いものを3つまで)

- 1 : 自宅での生活を支援する在宅サービスの充実
- 2 : 障がいのある方、児童の施設サービスの充実
- 3 : グループホームなど地域で生活するための場所の充実
- 4 : 機能回復や地域生活に必要な訓練の充実
- 5 : 福祉手当・タクシー券の支給などの経済的支援の充実
- 6 : 隣近所などの理解や協力による見守り活動への支援の充実
- 7 : ボランティアの育成や活動への支援の充実
- 8 : 住民同士がふれあう機会や場の充実
- 9 : 誰もが参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実
- 10 : 差別や偏見をなくすための人権教育や広報活動の充実
- 11 : 何でも相談できる窓口などの相談体制の充実
- 12 : 行政からの保健や福祉に関する情報提供の充実
- 13 : 重度障がい者の医療ケアを支える医療体制の充実
- 14 : サービス利用手続きの簡素化
- 15 : 保健や福祉の専門的な人材育成と資質の向上
- 16 : 医療・保健・福祉・教育の連携強化
- 17 : 災害のときの避難誘導體制の整備・充実
- 18 : 地域と連携した防犯活動の充実
- 19 : 道路の段差解消など、バリアフリー化の推進
- 20 : 働く意欲のある方への就労支援の充実
- 21 : 障がい福祉サービス等を利用するときの利用料の負担軽減
- 22 : 自分の生活、財産、権利を守ってくれるサービスの充実
- 23 : その他 ()

アンケートにおける用語や内容の説明及びお願い《市民用》

○障害者差別解消法について

障がいのある方もない方も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指し、平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行されました。

この法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

「不当な差別的取扱い」の禁止とは、障がいのある方に対して、正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などの制限をすること、障がいのない方に対してつけない条件をつけることなどが禁止されています。

【不当な差別的取扱いの例】・受付の対応を拒否・本人を無視して介助者や支援者、付き添いの方だけに話かける・障がい者向けの物件はないと言って対応しない

「合理的配慮」は、障がいのある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）が求められるものです。

【合理的配慮の例】・段差がある場合に、スロープなどを使って補助する・「自分で書き込むのが難しいので代わりに書いて欲しい」と伝えられたとき、代わりに書くことに問題のない書類の場合は、その方の意思を十分に確認しながら代わりに書く



★あいサポーター研修について

これまで「障害」とは、目が見えない、歩けないなど、その方が持っている性質や機能だけから生じるものと多くの場合考えられてきました。しかし、それだけではなく、そうした個人の性質のために、働けなかったり、さまざまな活動に参加できなかったりするような社会のしくみ（人々の偏見、建物や制度など）にも問題があり、そのような社会と人とのかわりから「障害」が生じると考えられています。

誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）にするために、まずは障害について理解し、ちょっとした手助けや配慮をすることができる「あいサポート運動」を山口県も推奨しています。

障がいの特性を理解するための研修を実施していますので、御希望があれば山口県障害者支援課（083-933-2760）又は市役所障害福祉課（82-1170）に御相談ください。

○障害者虐待防止法について

平成 24 年 10 月から「障害者虐待防止法」が施行され、障がいのある方への虐待を発見した場合、通報義務があります。市役所障害福祉課内に「障がい者虐待防止センター」がありますので、御連絡ください。（82-1159）

○障がい者福祉に関する用語の説明

ノーマライゼーション

高齢者も障がい者も、健常者と同様の生活が出来るように支援すべきという考え方。

バリアフリー

高齢者や障がい者が、社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くこと。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍や年齢・性別などの違い、障がいの有無や能力差などを問わずに利用できることを目指した建築（設備）、製品、情報などの設計のこと。

インクルージョン

包括・包容 障がい児と健常児が区別なく、共に学ぶ機会を作っていくこと。

○ヘルプカードについて

「手助けが必要な方」と「手助けがしたい方」を結ぶカードです。

障がいのある方が、緊急時や災害時、困った際に、手助けしてほしいことを伝えるためのものです。障がいのある方からヘルプカードの提示がありましたら、記載されている内容に沿って支援をお願いします。個人情報が多く含まれていますので、取扱には十分注意してください。

あなたの支援が必要です。 ヘルプカード SMILE CITY Sany  noda  山陽小野田市	じゅうしょ さんようおのだし 住 所：山陽小野田市 しめい けつえきがた かた 氏 名： 血液型 型 せいねんがっぴ ねん がつ にち 生年月日： 年 月 日生 れんらくさき 連絡先① - - しめい つづきがら 氏 名 (続柄) れんらくさき 連絡先② - - しめい つづきがら 氏 名 (続柄)
 にがて 苦手なこと・できないこと  てつだ ほ 手伝って欲しいこと 	しょう めい びょうめい 障がい名・病名など かかりつけ医療機関： しゅじい でんわ 主治医： Tel： くすり 薬： あれ るぎー なし あり アレルギー：無・有 (.....) てんかん なし あり てんかん：無・有

【お願い】

○「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」について

障がいのある方や高齢の方、妊産婦などで歩行や車の乗降が困難な方が、事前に交付を受けた利用証を掲示することにより、制度協力施設に確保された「やまぐち障害者等専用駐車場」を利用することができます。

車の乗り降りのためにドアを全開にしなければならない方、歩行困難などによりできるだけ建物の近い位置に駐車する必要がある方の駐車スペースです。

利用証をお持ちの方であっても、同乗者の介助などにより、歩行や車の乗り降りに支障がないときは、他の必要な方への配慮をお願いします。

制度の基本となるのは、皆さまひとひとりのやさしい心、ゆずりあいの心です。御理解と御協力をお願いします。

○点字ブロックについて

点字ブロック（視覚障害者誘導用ブロック）は、視覚障がい者が足裏の触感覚で認識できるよう、突起を表面につけたもので、視覚障がい者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロック（プレート）のことです。

点字ブロック上には、物を置かないよう、御配慮をお願いします。

○多目的トイレについて

多目的トイレとは、車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、オストメイト対応の設備、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えることで、車いす使用者だけでなく、高齢者、内部障がい者、子ども連れなどの多様な方が利用可能としたトイレのことです。多目的トイレが使えないと困る人がいます。

特に多目的トイレで守るべきマナーとしては、

①できるだけ短時間の利用にする

（そもそも多目的トイレはそこしか利用できない方が優先のものである）

②開閉式のおむつ替えシートを利用したら元に戻す

（車いす使用者や盲導犬と歩く視覚障がい者等のためのスペースを確保するため）

③小便利利用の際に便座を上げたら元に戻す

（腕に障がいのある方等がスムーズに利用できるように）

④トイレトペーパーを補充しておく

（予備のトイレトペーパーが腕に障がいのある方や車いす使用者が届きにくい場所にある場合がある）



山陽小野田市障害福祉計画検討委員会規則

平成18年7月27日規則第41号

改正 平成21年8月14日規則第35号

平成22年3月31日規則第18号

平成27年3月31日規則第30号

平成27年12月17日規則第54号

平成30年3月30日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第3条の規定に基づき、山陽小野田市障害福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、18人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募により選出された市民
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 障害福祉に係る団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

○障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（障害者総合支援法）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

○児童福祉法（抜粋）

（市町村障害児福祉計画）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項